

—「国家護持」「公式参拝」を許さないために—

なぜいま‘靖国神社’なのか

●靖国神社問題に関する基本的見解と解説●

社団法人 自由人権協会

目次

はしがき	代表理事 千葉正士	1
基本的見解の発表に寄せて		
歴史家の立場から	松島栄一	4
宗教学の立場から	村上重良	5
基本的見解		7
解説		
一 靖国神社の宗教性		12
二 みせかけの政教分離——神社非宗教論の源流		13
三 靖国神社と国家とのむすびつきの弊害		14
四 政教分離の原則と戦後における靖国神社問題の動向		17
Q & A 「靖国神社問題」を理解するために		21
参考文献		33
自由人権協会とは		35

は し が き

現在の靖国神社問題は、いろいろと異なった意味で理解することができますが、私たちは、そこに、「心」を法で守る課題が提起されていると考えます。

人の「心」は、時には何物にも屈しない強い力を発揮しますが、その性質はやさしくかわれやすいものです。人の「心」をふみにじる乱暴なことがどれほど世の中にあるか、だれもよく知っています。

戦場で倒れた同胞を思いその霊をまつことは、まさに心の問題ですから、一人々々が自分の心に忠実にしたがって態度をきめたいことです。これをまつるのに、神社に神とするか、お寺で仏とするか、他の宗教によるか、あるいは無宗教でか、それとも思いついて形式的なまつりをやるか、これも心の問題で、同様のはずです。この一人々々の心の問題を外部から特に権力によってふみにじられることがないよう、守りを十分にしなければ、われわれは、人間であることをあきらめなければならないことになりましょう。

憲法が、思想・信仰の自由を基本的人権の大事な一つとしてかけているのは、これを法の立場で守るためです。また、国や自治体などの公権力を宗教から完全に分離させていることも、同じことです。これらの原則は、人類が現代のわれわれに、数百年の苦い経験のあとに残してくれた遺産です。

したがって、今の靖国神社問題は、われわれが心の問題をどう考え、人の「心」をどう守るかという自分自身の問題であるとともに、普遍的な人類の智慧をどう理解しどう享受するかという、世界史の試練に立たされていることでもあります。

これらの点をくわしく確かめようとすると、すでに無数の人が図書・雑誌その他のマスコミ手段で論じているように、議論ははてしありません。そこに展開されたさまざまな意味の中から、自由人権協会は、「心」を法で守る課題

として見解をとりまとめました。不十分な点があるかもしれませんが、読者の皆さんのお役に立てば幸いです。

一九八一年一二月

自由人権協会代表理事 千葉正士

自由人権協会の「基本的見解」についての一つの感想

歴史家 松島 栄一

靖国神社は、戦争もしくは同様の動員によって、天皇のため、その政府のため、死んでいった人々を祀っている。天皇・政府のために死んだことが国家のため死んだこととされてきた。幕末から大東亜戦争までの間の、そういう人である。

しかし大東亜戦争では、この神社には祀られていないが、明らかにこの戦争のために死んだ国民が、たくさんにいる。空襲や艦砲射撃などで死んだ人々であるが、その人々の中で、特別の人でない限りは、この神社には祀っていない。それは天皇の名で召集されたり、政府から役職をあたえられた人の中で、特別に認められた者が、軍属と同じような者として祀られるので、空襲で死んだ父母や兄妹や、教え子や、という無数の人々や、今日もお行方不明と同様になっている人々は、この神社とは無縁である。ということは、この神社は、国民の間に格差・差別をもちこんで祭神が定められている。戦争で死んだ人々がすべて平等に祀られていないということがはっきりしているこの神社が、国家護持を求めたい、というのは、明らかに一つの特権を要求しているのであるが、法の平等を原則とする日本国憲法のもとで、そういう要求が成立すると考えることが、不当で、不合理な要求であるとおもう。

政治が宗教から独立し、宗教を利用しない、政教分離の原則は、政治が近代化するために絶対に必要な原則であり、それは科学が宗教と分離することとも共通しているが、このことはまた宗教それ自身、自立し、自分の精神生活を確立するためにも必要なことであるといえる。そういう自立した近代の宗教は、当然のことながら平等であり、差別をせず、格差を認めないものである。

こう考えることは、靖国神社に祀られている戦死者への敬意とは矛盾しない。伝統や歴史を重んずる人々は、宗教の問題としての靖国神社についても、やはり重視して考えてもらいたいものである。いま政治が、もう一度靖国神社を利用しようとしているのは、議会制度の中の、一つの作用である多数決原理を、唯一絶対の原理として、人間の精神の自由・良心の自由も、また学問・思想の自由をも、この原理のもとに置いて、強制がおこなわれようとしているのである。

一つの危機であるとおもうのでこの「基本的見解」を支持するものである。

自由と人権の危機

慶応義塾大学講師・宗教学

村 上 重 良

靖国神社問題は、首相、閣僚をはじめ国会議員による事実上の公式参拝と、半数をこえる県議会での公式参拝実現の決議によって、重大な局面を迎えている。政府は、「英霊にこたえる会」の要求にこたえて、事実上の「英霊の日」である「戦没者追悼の日」を、明一九八二年に制定する方針を明らかにした。

靖国神社への天皇、首相らの公式参拝は、かつて国家神道の巨大な支柱であった靖国神社の公的復権を意味しており、その実現が、靖国神社国家護持、国家神道復活に直結していることは疑う余地がない。この時期に、自由人権協会が、政教分離の厳格な実施を求め、靖国神社は宗教であり、その国家護持と公式参拝は違憲であるとの基本的見解を表明されたことは、きわめて有意義であり、心から賛意を表するものである。「見解」の論旨は、宗教の客観的実証的研究である宗教学の立場からみても、積極的に首肯しうる妥当な意見であり、靖国神社問題を自由と人権の危機

としてとらえた観点は、高く評価されるべきであろう。

こんにちの日本における信教の自由は、国民主権、民主主義、平和主義を基調とする憲法によって、厳粛に保障されている。太平洋戦争の開戦から四十年を経た現時点で、われわれは、信教の自由をふくむいっさいの自由と人権にたいする野蛮な抑圧が、戦争への道をひらいたという歴史の教訓を改めて想起する必要がある。宗教の領域では、神祇院の設置による国家神道の高揚、不敬罪と治安維持法を武器とする宗教弾圧の続発、宗教団体法の制定による全宗教の統制と戦争への動員が強行され、「聖戦」の完遂に国民をかり立てたのである。戦前、天皇と軍と神社を直結した陸海軍の宗教施設として、天皇崇拜と軍国主義の普及徹底に著大な役割を果たした靖国神社の公的復権を許すならば、信教の自由はたちまち空文と化し、現に進行しつつある自由と人権の侵害は、とめどもなく加速されるにちがいない。靖国神社問題を、ひろく国民各界各層が、みずからの対決すべき課題として受けとめることなしには、自由と人権を守りぬくことは困難であろう。自由人権協会の靖国神社問題への取り組みに期待するゆえんである。

靖国神社問題に関する基本的見解

社団法人 自由人権協会

自由人権協会は、靖国神社を「国家護持すること」、天皇および内閣総理大臣等が同神社を「公式参拝すること」に、反対する。

また、当協会は、その他のいかなる方法においても、国家が靖国神社に対し援助・支持・権威を与え、もしくは干渉するなどして、他の宗教団体とは異なる特殊な地位あるいは役割を付与することに、反対する。

理 由

一、国家機関その他の公的機関はいかなる宗教とも結びついてはならない。

信教の自由は、人を人たらしめる精神生活を保障するきわめて重要な基本的人権であり、あ

7

らゆる角度から完全に保障されなければならない。歴史上、信教の自由は、国家機関その他の公的機関によつてしばしば侵害され、かつ重大な脅威にさらされてきた。ひとたび、国家が特定の宗教と結びつくと、国家がその宗教の介入を受けまたはその宗教に介入する事態を生じる一方、国家と結びついていない他の宗教が抑圧され、宗教団体あるいは個人の信教の自由が侵害されるおそれが極めて強い。したがって信教の自由を完全に保障するためには、何よりもまず国家と宗教との結びつきを一切排除しなければならない。これを政教分離の原則という。

もとより、国家と宗教との関係はそれぞれの国の歴史的・社会的条件によつて異なるものがある。わが国では、旧憲法のもとにおいて、神社神道が国教的な地位を与えられ、神社に対する尊崇と表敬が国民の義務として要求された。また神社神道以外の一部の宗教団体に対してはきびしい迫害が加えられたこともあり、旧憲法のもとにおける信教の自由は実質的には保障されていなかった。そこで日本国憲法は、旧憲法のもとでは国家と神社神道との結びつきによつて個人の基本的人権や自由の侵害という種々の弊害が生じたにがい経験にかんがみ、精神的自由の中心である信教の自由を絶対的に保障するために政教分離の原則を採用したのである。

このような歴史的経緯から生まれた日本国憲法は、いかなる宗教も国家機関その他の公的機関と結びついてはならず、国家機関その他の公的機関は宗教に介入してはならないことを明らかにしている。

このことは、国家が、ある特定の宗教を支持し援助しあるいは権威づけるなどして、支配的もしくは正統的な宗教・思想・信条をつくり出すのを禁止することを意味している。また、宗教を信じる者と信じない者、あるいは異なった宗教を信じる者同士のいずれに対しても、国家は中立の立場をとらなければならないのである。

二、「靖国神社は宗教団体にあらず」とは言い得ない。

旧憲法のもとでは、政府は神社を国家の祭祀であるとし、神職には他の宗教と異なる特権的地位を認めた。すなわち、神社神道はもっぱら祭祀を行うものであり、また国民倫理ないし道徳であるから宗教ではないとするたてまえをとり、他のいかなる宗教を信じていても神社を尊崇、表敬することが国民の義務であるとしていた。こうして神社神道は国教的地位を保持し、国家神道は、いわゆる軍国主義の精神的基盤ともなった。

このように、政府は「神社は宗教にあらず」という便宜的な主張を論拠として、神社に対して特別の保護を加えた。さらに国家または公共団体は神社に財政的支持を与え、かつ、神社を崇敬することが一般国民の義務であるとする教育を行った。しかしそうした歴史的誤ちを再び繰り返すまいとする日本国憲法のもとでは、神社は寺院・教会・修道院などとともに「宗教団体」であり、国との関係でいかなる特殊な地位をも認められない。「神社は宗教にあらず」と

いう便宜的主張は今や全く適用する余地がないのである。

ところが、靖国神社の国家護持を要求する人びとの中には、「靖国神社は戦没者の祭祀を行うだけだから宗教ではない」とか、あるいは「法律によって靖国神社を宗教でないとすることができるとかの主張を論拠として国家護持が可能であるとするものがある。こうした主張の誤りは、靖国神社が神社神道の宗教的施設である以上明らかである。

さらに、靖国神社の歴史と実態をみると、同神社は、もともと招魂社と称し、のちに「靖国神社」と改称し、別格官幣社とされ、戦後、政府の所管をはなれたが、幕末、明治維新以降の戦争の戦没者等の「みたま」を「靖国」の神として祀っている「宗教施設」である。旧憲法のもとで、靖国神社は国難に殉じた戦没者のうち国家によって選ばれたものを「英霊」として合祀した宗教的施設であると同時に、陸海軍省の管轄におかれ軍隊の士気を鼓舞する軍事的色彩の強い施設であり、国民はその宗教・思想・信条にかかわらずその参拝を事実上強制されたのである。

靖国神社は今日では、遺族、崇敬者等によって維持されているが、創建以来の由緒および伝統とその物的施設、儀式、行事、合祀に関する基本的なことがらを変えることなく継承し、祭祀等の宗教儀式行事を行うのみならず、これらの遺族、崇敬者等いわば信者の教化その他布教活動に努めている。

このような靖国神社の本質が将来すべて変質するとはとうてい考えられないところであり、その実態をみれば、靖国神社が他の神社神道とともに憲法上の宗教団体であることは明らかであり、したがって憲法よりも下位の法規範である「法律」の制定によってこれを宗教団体でないとすることはできない道理である。

三、国家護持および公式参拝は憲法に違反する。

日本国憲法は政教分離原則を採用することによって、国家が特定の宗教と結びつき、支配的もしくは正統的な宗教・思想・信条をつくり出すのを禁止しており、靖国神社が憲法上宗教団体である以上、国家機関その他の公的機関が靖国神社と結びつくことは許されない。

靖国神社の国家護持は、国家が同神社に対し、単に財政的に援助するだけでなく、むしろ国家がこれを支持し権威づけることであり、天皇・内閣総理大臣等が公人として行う参拝もまたこれと同一の意味合いをもつものである。

いずれも政教分離原則に反するものであり、憲法に違反するといわなければならない。

したがって、自由人権協会は、靖国神社の国家護持、あるいは、天皇・内閣総理大臣等の公式参拝に反対し、かつ靖国神社に他の宗教団体とは異なる特殊な地位あるいは役割を付与することに反対するものである。

解説

一、靖国神社の宗教性

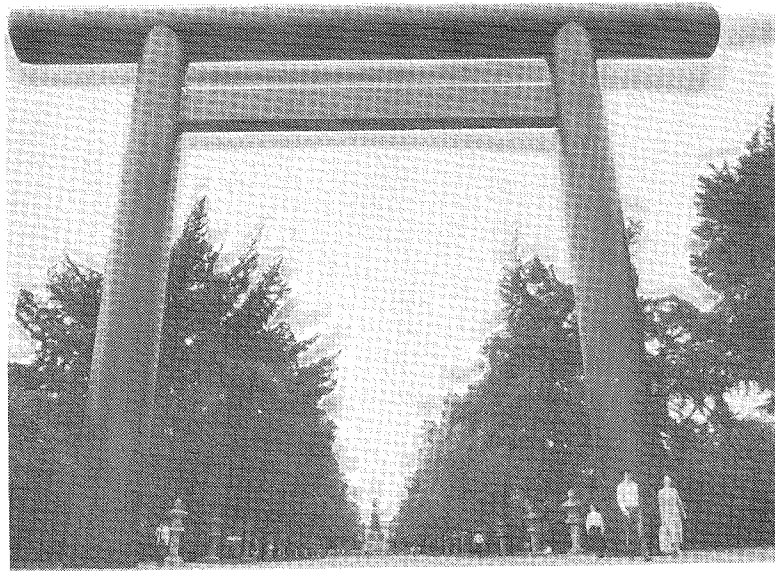
1. 靖国神社の沿革

靖国神社は、国家が一八六九年（明治二年）に招魂社として創建・設営した「国家宗教施設」であって、一八七九年（明治十二年）に、その名称を靖国神社と改称したものです。

東京につくられた招魂社は、鳥羽、伏見の戦い等多くの幕末内戦において天皇に忠魂を捧げた「臣民」たる官軍戦死者および創建後の内戦における政府軍（天皇軍）戦死者が、「現御神」である天皇によって祭られる国家宗教施設でした（臣民唯皇室の御為めに身を献げて忠勇事にしたがい、死しても亦護国の神たらむことを期す。…

「靖国神社誌」同神社宮司賀茂百樹編）。

それは、死者を祭るという意味で極めて宗教的な施設であるとともに、死者のうちでも天皇に敵対した者は祭らず、天皇に積極的に忠魂を捧げたとされた者だけを祭るという点で「敵・味方」志向の強い極めて政治的な施



（小山貴和夫氏提供）

設でした（一八七九年（明治二年）六月二五日「社号改称・社格制定ノ祭文」、村上重良著「慰霊と招魂」岩波新書）。

靖国神社と改称されてからは完全に神社化され、祭られる者も個性を残す「忠魂」から「靖国の神」「英霊」として抽象化されていきました。

2. 靖国神社の本質は変わったか

戦前と同様、今日においても靖国神社では、超自然的、超人間的な「霊」の存在を信じ、死者の霊を祭るという極めて宗教的な活動がなされ、新年祭、靖国神社祭、春季例大祭、天皇御誕生奉祝祭、みたま祭、秋季例大祭および毎月三回の月次祭など、戦前からの恒例祭が施行されています。

祭式は神道式に則り神職の主幸により大祓、降神の儀、神饌、幣帛の供進、祝詞奏上、玉串奉奠、撒饌、昇神の儀などの神道式宗教行為がなされ、施設設備は、鳥居、社殿、神礼授与所、賽銭箱など神道の設備を有しています。このように、靖国神社の実態にはおよそ戦前戦後を通じ、本質的变化が全くありません。

靖国神社はその創建以来の本質的性格を変えることなく、このような人的物的施設を維持し、儀式、行事を行っています。したがって、靖国神社が宗教団体であり、その儀式、行事が「宗教的行為」、「宗教活動」であることは明らかです。

仏教の各宗各派、神社神道以外の多数の神道教派、キリスト教各派および新宗教の各教団等、大多数の宗教団体・宗教者が靖国神社の国家護持について信教の自由、政教分離の原則を根拠に強く反対してきた事実は、宗教者からみても、靖国神社の宗教性が明白に認められるということを示しています。

憲法上の「宗教」の定義をことさらに限定的に解釈し、教義の宣布や信者の教化・育成さえしなければ「宗教的活動」に該当しないというように解釈することは、社会通念にも反し、憲法の「政教分離の精神」を形骸化することになります。

二、みせかけの政教分離―神社非宗教論の源流―

明治政府は、政治と「宗教」との分離を確保するかの

ようなたてまえをとるために、明治一〇年代の前半には、すでに祭祀と宗教の分離という方向に踏みきました（祭教分離。神官の教導職兼補の廃止は一八八二年（明治一五年）内務省乙第七号達）。それは、「祭祀」は「宗教」ではないという前提のもとに政治と「宗教」とではなく、政治と「祭祀」とを直接結合し、祭政一致制度をとることによって、実質的には政教一致の実現をめざしたものにほかならないのです。

これは、一面、維新初期における復古的思想による直接的神道国教化政策の推進を具体化したものといえますが、他面においては、明治政府が、近代国家形成の条件としての信教の自由、政教分離の保障の要請の前に形式的にはあれ、一步譲歩せざるを得なかった結果であるともいえます。

このような制度は、あくまでも疑似的政教分離体制にすぎず、これ以後明治政府は、神社は宗教ではないという理由で神社神道を他の宗教と区別し（一九〇〇年（明治三三年）には内務省の社寺局を、神社局と宗教局に分離）、国家の「宗祀」として神社を宗教の圏外に置き、他の宗教とは異なる特別な取扱をし、国民道徳、国民儀

礼と称して神社神道を国民に強制し、やがて超宗教として諸宗教の上に君臨させる結果になったのです（阪本健一「明治神道史」、岡田包義「神社制度大要」、加藤玄智「神社対宗教」参照）。

このようにして、政治による神社神道の利用が進み、政治は合理性を失い、神社神道は世俗の動きに流されてその純粋性を失い、いずれも混乱・墮落し、その結果、わが国は無謀な戦争に駆りたてられ近隣諸国を蹂躪し、ついに敗戦へと導かれたのです。

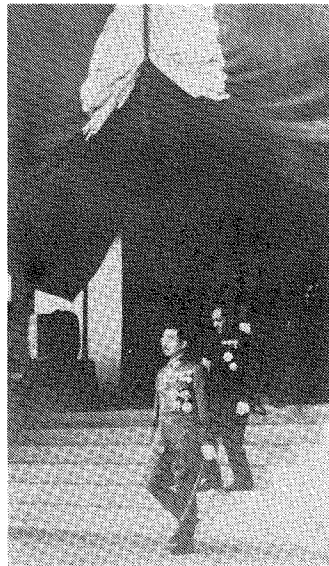
三、靖国神社と国家との結びつきの弊害

1. 軍国主義との関係

旧憲法の下で、戦死者の追悼を私的なこととして宗教にゆだねず、国家が戦死者を忠臣「英霊」として祭ったねらいはいかなるところにあったのでしょうか。

政府の布告等に記されているところによって明らかのように、天皇が、忠奮戦死した臣下の死についてこれを不憫に思い、その忠誠を嘉して特にこれを慰め、神とし

て祭り、格別の処遇をなすことを広く国民に示し、これによって忠誠の模範を明らかにして国民のあいだに天皇への忠誠心を振起し、将来国民が天皇・国家のために勇敢に戦死するよう鼓舞するところにそのねらいがあったのです（一八七一年（明治四年）五月一〇日太政官布告）。



戦前・戦中において、靖国神社は陸海軍省の管轄とされ、大祭には、軍隊の統率者である大元帥陛下すなわち天皇の「御親拝」または勅使を兼ねた陸海軍将官が祭文を奉読し、かつ軍楽が用いられました（一八七九年（明治一二年）六月四日太政官達、前掲『靖国神社誌』『勅使』および「祭儀」の項、前掲『慰霊と招魂』参照）。

靖国神社は歴史上、死者を祭る軍隊の神社として、天皇

のため国家のために死ぬことを鼓吹し、軍国主義、超国家主義的風潮を昂揚させるについて中心的役割を果たした神社なのです。

現時点においても国家がこのような歴史的背景をもつ神社とかわりをもつことにより、再び同様の過ちを繰り返すことになるのではないかと危惧は、決して杞憂ではありません。

2. 差別の思想―国家に選ばれた人

靖国神社に祭られる者は、戦争でなくなった全ての犠牲者ではありません。

戦前においては祭られる者は、陸海軍省の定める一定の基準にもとづいて選別され、その手続は、陸海軍省大臣官房内の審査委員会が個別審査により取捨選択した「戦没者」について、陸海軍大臣が天皇に上奏し、天皇の裁可を経て決定するというものでありました（国立国会図書館調査立法考査局刊「靖国神社問題資料集」三頁参照）。

したがって、祭られる者は主として軍人軍属にかぎられ、交戦相手国の犠牲者はもちろん、わが国の一般国民

の戦争犠牲者や、国家の誤った政策に警告を發し時の国家権力に抵抗したため獄死した者などは除外され、軍人であっても敵前逃亡の烙印を押された者も除外されているのです。このように、偏った価値観にもとづき国家の側から国民を格付けし、かつ他国人を排除する靖国の思想が差別の源泉、温床となったのです。

靖国神社が国家と分離された戦後においても、靖国神社に祭られる者の選別は、厚生省から提供される戦没者に関する資料にもとづき、旧陸海軍省の取扱った前例を基準として、踏襲してなされています（前掲「靖国神社問題資料集」参照）。

今日においても、国家と靖国神社が結びつければ、国家による国民差別および他民族排除の源泉となりかねません。

3. 宗教弾圧の歴史

靖国神社およびその事実上の地方分社である多数の護国神社その他の神社が国家と密接に結合し、その結果形成された戦前の国家神道体制下においては、国家神道と教義を異にする多数の宗教者および宗教団体は、厳しい

宗教弾圧を受け、非宗教者をも含めて信仰・思想・良心の自由の抑圧を受け、人権が著しく侵害されたのです。

その主な事例としては、国民全員に対する神社参拝の強制、新興仏教青年同盟弾圧事件、ホーリネス、セブンスデー・アドベンチスト、ワッチタワー弾圧事件および大本教、ほんみち、ひとのみち、創価教育学会弾圧事件などがありますが、これらの各教団、教派に限らず神社神道以外の各宗教宗派は、その程度・範囲に差はあれ、何らかの弾圧の体験を有しているといっても過言ではありません（米田豊「昭和の宗教弾圧」、出口栄二「大本教事件」同「民衆の宗教大本」、同志社大学人文科学研究所編「特高資料による戦時下のキリスト教運動」全三巻、村上重良ほか編「宗教弾圧を語る」岩波新書）。

また、戦前、日本の統治下にあった朝鮮、台湾をはじめアジア諸国においても神社参拝が強制され、これに反対した者、宗教団体は苛酷な弾圧を受けました（呉允台著『日韓キリスト教交流史』ほか）。のみならず、神社神道についても神社の統廃合などを強行したり、天皇からの距離により神社の格付けを行ったりして、国家神道の威信を守るため、祭神の変更などを含む伝統破壊

が行われました。

国家が特定の宗教と結びつき、このような弾圧が行われるに至った例は、わが国のみならず世界の歴史の中で枚挙にいとまがありません。

この歴史の教訓にもとづき、近代国家の知恵として「宗教の自由」「政教分離の原則」が保障されるようになったのです。

四、政教分離の原則と戦後における靖国神社問題の動向

1. 政教分離の原則

敗戦後、日本国憲法の制定により他の基本的人権の保障とともに、宗教の自由および政教分離が完全に保障されるようになりました。

政教分離原則とは、およそ宗教や信仰の問題は、国家もしくは政治の次元を超えた個人の内心にかかわることからであり、世俗的権力である国家や地方公共団体は、これを公権力の外におき、宗教そのものに干渉すべきで

はないとする国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味します。わが国の憲法も、国家と宗教を分離することによって宗教の自由の保障を強化しており、憲法二〇条一項後段、三項、八九条を定め、徹底した政教分離原則を採用しています（最高裁判昭和五二・七・一三判決民集三一卷四号五三三頁。津地鎮祭最高裁判決参照）。

これは、戦前の苦い歴史的経験に根ざした反省に基づいて規定されたものです。その結果、戦後靖国神社は国家とは分離され、私的な一宗教団体としてのみ、その存続が許されるようになりました。

2. 靖国神社問題の抬頭

しかるに、新憲法施行後、年を経るにつれて、明治以来、軍の神社、天皇の神社として軍国主義の精神的支柱の役割を果たしてきた靖国神社を、再び国家で護持すべきであると主張する人たちが現われてきました（前掲「靖国神社問題資料集」）。このような主張に同調する人たちの中には、戦争で肉親を失い、つらい思いをしてきた戦没者遺族の一部も含まれています。こうした遺族の方々の戦没者追悼の念そのものは個人の感情としては

尊重されるべきです。しかし、だからといって、靖国神社を国家護持すべきだということにはなりません。国民を戦争にかりたてた靖国の思想、靖国の体制を克服し、平和を築いていくこそ真に戦没者に報いることになるのではないのでしょうか。

靖国神社の国家護持を求める人たちは、憲法の条項との根本的矛盾を回避するため、「靖国神社は宗教団体ではない」とか、「靖国神社の行う儀式は宗教的活動ではなく慣行であり習俗である」などと主張し、靖国神社法案の推進運動を行ってきました。

これらの主張は、戦前の神社非宗教論と軌を一にするもので、現憲法下においてはとうてい認められません。

3. 靖国神社の国家護持法案とその挫折

靖国神社法案は、自民党、日本遺族会、靖国神社等による法案要綱が早くから作成されていましたが、一九六六年（昭和四一年）ころから本格的な法案化が着手され、迂余曲折を経て一九六九年（昭和四四年）の第六一回国会に議員立法形式の法案として初めて提出され、それ以後第七一回国会（一九七三年）まで五回にわたり国会に

提出されました。

第七一回国会では、継続審議扱いとなり、翌年の第七二回国会で衆議院で強行採決されましたが、国民各層の強い反対もあって参議院では、廃案となりました。この間、一九七四年（昭和四九年）五月一三日「靖国神社法案の合憲性」と題する衆議院法制局見解が発表され、靖国神社法案の法理である「神社非宗教論」を前提とする発想が否定され、現在の靖国神社を特殊法人靖国神社として新しく出発させるためには、伝統的祭祀行為の本質的部分に変更を加えざるを得ないとされたことから、法案を推進してきた人たちの間でも伝統を固守する立場から従来の法案による靖国神社「国営化」を躊躇する動きが出てきました（前掲「靖国神社問題資料集」第二章、三章、日本遺族会編「英霊とともに三十年」、西川重則著「靖国法案の展望」）。

4. 靖国神社公式参拝のうごき

一九七四年（昭和四九年）に靖国神社法案が廃案となり「保革伯仲」の時代を迎えてからは、日本遺族会をはじめとしてこの法案を推進していた人たちは、運動方針



を再検討し英霊顕彰を求める新しい組織を結成する基本方針を決定しました。

この組織は「英霊にこたえる会」として具体化され、国家機関による公式参拝の実現等の既成事実を積み重ねることにより、靖国神社国家護持の目的達成に向けて国民世論を結集しようとして運動を展開しています（前掲「英霊とともに三十年」第十二章、日本遺族会刊「日本遺族通信」昭和五〇・一〇・一五、昭和五一・四・一五ほか）。

こうして、靖国神社国家護持運動の当面のねらいは、靖国神社国営化、国家管理化よりも国家機関による慰霊表敬に主眼を置くものに変化してきたわけです。そして現実には内閣総理大臣、閣僚の靖国神社参拝、国会議員による集団参拝がさかに行われるようになりつつあり、天皇の靖国神社公式参拝を求める声が閣僚から出される事態にまで至っています。

しかし、国家機関その他の公的機関による公式参拝が、憲法上認められないことは当然であり、これを「私的参拝」と称しても、国家機関その他の公的機関が、公人として行動していると判断されるような客観的状況のもと

で、宗教活動に参加することは政教分離原則に反することになります。また政府は一九八二年（昭和五七年）から「戦没者追悼の日」を制定しようとしておりますが、これは国家機関による公式参拝の制度化のための布石と思われまふ。しかし戦没者の慰霊、追悼というような内面的なことにかかわる事柄は国家が関与しうる領域ではなく、国民各自の自由に委ねるべきであり、およそ政府が「戦没者追悼の日」を制定して、国民に号令をかけるべきことではないのです。



「靖国神社問題」を理解するために

問一 靖国神社は、もともと他の宗教や宗教団体と区別されて当然だという意見がありますが、こういう意見についてはどのように考えるべきでしょうか。

「靖国神社が国事に殉じた戦没者を祭る神社として歴史的にみて特別な地位に置かれていた」とか、あるいは「個人の安心立命を祈るものでなく、宗教的現象のかなり周辺の部分にある」と主張して靖国神社は、他の宗教団体と区別されて当然だとする人々があります。

しかし、憲法二〇条がいかなる宗教団体も国家から特権をうけてはならないとしているのに、靖国神社をその例外とすることがいったい許されるでしょうか。解説の

項でくわしく述べたように、靖国神社の創建以来の歴史や、鳥居、社殿や神職あるいは儀式、行事などの実態をみれば、靖国神社が憲法上の「宗教団体」にあたることは疑いをいれませんが。もともと宗教の定義には宗教学上はいろいろあって、何が宗教かということを決めるのは難しい面もあります。けれども、憲法上、宗教や宗教団体について狭く解釈して、政教分離原則の適用範囲を狭くすることは、憲法が政教分離原則を採用した精神に全く反するのであって、むしろここではできるだけひろく解釈する必要があります。裁判所も神社神道について、それがたとえ、祭祀中心の宗教であって自然宗教的、民族宗教的特色があっても、神社の祭神が個人の宗教的信仰の対象となる以上、宗教学上はもとよりわが国法上も宗教であることは明白であると、述べています（名古屋高裁、昭和四六・五・一四判決行集二二巻五号六八〇頁）。

靖国神社は、「英霊」という超自然的、超人間的存在を前提とし、これを神として祭りあがめているのであって、憲法上、他の宗教団体と区別して、国家と特別のむすびつきを認めることはとうてい許されません。

問二 憲法の政教分離の原則はいつたいどのような意義があるのでしょうか。

国家が特定の宗教と結びついた場合、その宗教を信じていない者に対して政治上、宗教上の迫害が行われた歴史的事実があります。

さらに国家が宗教と直接に結びついていなくても、特定の宗教の背後に政府の権限、威信、財政上の支持がある場合には、その宗教を信じない人びとに対し、政府が支持する宗教に服従するように間接的に強制する圧力が生じることになります。

政教分離の原則は、信教の自由に対する直接の侵害を禁じているだけでなく、このような社会的な圧迫、圧力というさまざまな間接的なたちでの侵害をも禁じているところに、その存在理由があります。

わが国の憲法は、明治憲法のもとの歴史的経験を二度と繰り返すまいとして、このようなねらいをもった、政教分離の原則を定めています。

明治憲法は、「日本臣民は、安寧秩序を妨げずおよび臣民たるの義務に背かざる限りにおいて信教の自由を有す」（二八条）と規定し、一応信教の自由を認めていました。しかし実際には、神社神道が「国教化」され神社神道を崇敬することが「臣民たる義務」とされたため、神社参拝の強制などにより、国民の信教の自由が広範に侵害されました。

教義上、天皇を頂点とする神社神道とは相容れない宗教や神道の教派は、国家から厳しい弾圧をうけました（たとえば、「宗教弾圧を語る」岩波新書参照）。

そこでは「各宗教は国家神道を中心とする国体観念と矛盾しない限度で、その地位を認められたにすぎなかった。そして神社参拝等が事実上強制され、旧憲法で保障された信教の自由は著しく侵害されたばかりでなく、国家神道は、いわゆる軍国主義の精神的基盤ともなっていた。」（津地鎮祭最高裁判決少数意見）のです。

このような歴史的事実をふまえ、わが国において信教の自由を確立するためには、単に信教の自由を無条件に保障するだけではなく、国家といかなる宗教との結びつきをも排除し、国家の宗教的中立性を確保することが必要不可欠です。政教分離原則はこうした目的で憲法に規定されたのです。

政教分離原則は、さまざまな間接的なかたちでの侵害をも禁じているわけですから、些細なこと、あるいは一見軽微なことであるからといって見すごすわけにはいきません。

わが国の場合と同じような政教分離原則を憲法に掲げているアメリカの連邦最高裁判所は、国家と宗教との癒着を厳しく監視する役割を果たしていますが、ある裁判官は「政教分離原則のささいな侵害が、今日では滴る水であるかもしれないが、これはまもなく奔流する怒濤にも比すべき重大な宗教的自由の侵害になるであろう。」と述べて、「滴る水のひとしずく」のような侵害を許さないことの重要性を指摘しています（シエンプ・マレー事件におけるクラーク判事の意見）。

この指摘は、わが国の場合にもそのままではまると

いえるでしょう。

憲法が、内心における宗教的信仰の自由、宗教的行為の自由といった信教の自由を保障するだけでなく、政教分離原則を定めた理由は、国家あるいは政府の影響力が、間接的であるにせよ、及んではいけないということにあり、言いかえると、このような「滴る水」をも防止するのがこの規定なのです。

問三

靖国神社の国家護持を要求する声がありますが、これは政教分離原則に反するのでしょうか。

そのとおりです。

現行憲法下において靖国神社の国家護持は、認められません。

しかし、靖国神社の国家護持を求める運動には、根強いものがあります。靖国神社法案は、結局は廃案となったものの、一九六九年（昭和四四年）から一九七四年（昭和四九年）にかけて国会に五回にもわたって上程さ

れました。この法案の成立を推進していたのは、日本遺族会、日本郷友連盟、宗教法人神社本庁、生長の家および各系統の右翼団体などです。靖国神社法案の内容については、法案の条文を直接読んでください。同法案は、

要するに靖国神社を国家の管理する特殊法人としようとするものです。その第一条には、靖国神社の目的として「戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その業績をたたえる儀式行事等を行ない、もってその偉業を永遠に伝えることを目的とする」と定められています。

この規定においては「霊」という神道的靈魂観にもとづく宗教用語が、戦没者を讃美する「英」という語とあわせて用いられています。また、「国事に殉じた」という言葉は、法案推進派の人々の間では、まさに「天皇に殉じた」という意味だと言ってよいでしょう。また「慰め」、「たたえ」とか「儀式行事」など、宗教性の強い言葉、法律になじまない用語が多く用いられており、目的と同様、業務の内容（第二二条）も宗教的な業務が掲げられています。戦没者の範囲は、内閣総理大臣が決定す

るものとされ（第三条）、靖国神社に対し国家が財政援助を行なうことが定められています。

このような靖国神社国家護持が、憲法上認められるわけがありません。同法案はあまりにも矛盾・問題点が多く、国民世論の強い反対もあって遂に廃案となってしまったのです。

問四

靖国神社法案が廃案となったということですが、靖国神社の国家護持を求める人びとの運動はどのような経過をたどっているのですか。

靖国神社国家護持運動の推進派の人びとは、国家管理、国営化を実現することは、靖国神社の本質的部分に変更を加えない限り不可能だと判断して他の方法により段階的に国家護持への道の実現を図ることを検討するようになったのです。そういう流れの中で出てきたのが、「慰霊表敬法案」や「祭祀法人案」であり、天皇、内閣総理大臣などの靖国神社公式参拝推進運動なのです。

「慰霊表敬法案」は、「天皇及国家機関員等の公式参

拜」「外国使節の公式表敬」および「自衛隊儀仗兵の参列参拝」などを法制化することを目ざしているものです。

その内容を一見すれば、「靖国神社法案」から後退したようにも見えます。国家は、財政的援助を行わないという点で、憲法八九条違反は確かに避けられています。

しかし、宗教色のある一神社に国家機関が公式に参拝するということは、国家がある特定の宗教団体と結びつき、これに公的権威を与えるという点において、信教の自由、政教分離の原則に違反するものです。

推進派の人びとは、藤尾法案とも呼ばれるこの慰霊表敬法案を国会に提出するため、国民世論の形成を図りましたが、結局この法案は、国会上程にまでには至りませんでした。

ついで、「祭祀法人案」構想が、一時急浮上してきましたが、この構想そのものはかなり古くから存在したものです。

これは、民法三四条が、たまたま公益法人の例示として「宗教」、「祭祀」と列挙して規定している点に着目して、靖国神社を宗教法人ではなく、「祭祀法人」とすることにより、靖国神社は宗教団体ではないとして憲法上

の制約を免れ、国家との結びつきを図ろうとするものです。

問一、で述べたとおり、憲法上の「宗教団体」は、宗教法人法第二条の宗教団体に限定すべきではなく、その団体の実態によって独自に判断すべきであります。祭祀法人とされたからといって、その団体が憲法上の「宗教団体」に該当しなくなるというものではありません。

一九六七年（昭和四二年）八月七日発表された衆議院法制局見解もこの点について、「祭祀が実質上の宗教でない」と立論することはできない」としています。

すでに述べたとおり、靖国神社の実態が宗教団体である以上、「祭祀法人案」もまた、憲法に抵触するものです。なお、「祭祀法人案」は、法案作成にさえ至らず国会に上程されたものではありません。

問五

それでは靖国神社国家護持運動の現状は、どのようなになっているのですか。

推進派の人びとは、法律を制定して靖国神社を国家護

持しようとする運動から大きく戦術を転換し、国会の外で、国民運動により政治的に既成事実の積み重ねを行うことを目ざし、日本遺族会、日本郷友連盟、神社本庁、仏所護念会教団その他の団体が参加し、「英霊にこたえる会」という組織を結成し、「英霊顕彰」の運動を行っていることは前にもふれました。

この運動は、具体的には、天皇や内閣総理大臣、閣僚、国会議員および国賓等の靖国神社公式参拝の実現と、慰霊の日制定実現などを目ざしています。

このような既成事実の積み重ねにより、憲法を空洞化し靖国神社を事実上、超憲法的な存在にしようとしているのです。

そして、これは結局は、靖国神社の祭主としての天皇の復権につながる運動なのです。「英霊にこたえる会」は各地方議会に働きかけ、公式参拝実現の要請を全国の多数の地方議会において決議させるに至っています。

また、内閣総理大臣および閣僚の靖国参拝は、次第に恒例化してきている観があります。

国会議員二百名近くが、大挙して靖国神社参拝を行なったことはまだ耳新しい出来事です。

しかし、このような決議に参加したり、参拝をしている議員たちは、本当に信教の自由や政教分離の原則の意味を正しく理解しているのでしょうか。はなはだ疑問といわざるをえません。

問六

靖国神社の「公式参拝」問題とはどういうことですか。

終戦記念日の八月一日、内閣総理大臣をはじめほとんど全員の閣僚が靖国神社を参拝しました（朝日（夕刊）一九八一・八・一五）。また、秋季例大祭に内閣総理大臣が靖国神社を参拝しました。このような内閣総理大臣や閣僚の参拝が「公式参拝」であり、憲法違反ではないかということが問題とされています。

鈴木首相は、閣僚の大量参拝について閣僚独自の自由意思によるもので内閣で決めたわけではないと強調していますが、他方では自ら「内閣総理大臣」と記帳したといわれます。福田内閣以来の政府統一見解によれば「靖国の公式参拝は憲法上の疑義を否定できない」とされていますが、このような閣僚の参拝——とりわけ参拝を誇

示する集団参拝——は、まさに憲法上重大な疑義のある公式参拝そのものではないのでしょうか。いったい、これを私人としての参拝であったと言えるのでしょうか。



(共同通信社提供)

いますが、それはなぜなのでしょう。そしてまた、いったい「公式参拝」は憲法上、許されることなのでしょうか。

まず第一に、公式参拝と私人としての参拝の区別についてみると、かつて三木内閣が、内閣総理大臣、閣僚などの「私人としての参拝」の要件をあげていたことを指摘しなければなりません。すなわち、公用車を使用しない。記帳に際し、内閣総理大臣など公職の肩書をつけない。公職にあるものを随行しない。玉串料を公費から負担しない。というものです。これらの要件を緩和する合理的な理由は何も見出されないばかりでなく、これらは第二の点とのかかわりからすると、厳格に守られなければならない。

したがって、内閣総理大臣、閣僚の靖国参拝は、内閣で決めたものであればもとより、そうでないとしても右にあげた要件を充てていないならば、私人としての参拝ではなく「公式参拝」と言わなければなりません。

第二に、「公式参拝」を実現しようとする人びとのねらいと、それが憲法上、許されることかどうかについて、靖国神社の伝統と由来をぬきにしては考えられませ

ん。

わが国の全ての戦争犠牲者を記念する物的施設において、全く宗教的性格を有しないものに、国家の機関が公式に表敬し儀礼をあらわすことの当否は別個に検討すべき問題です。これに反し、靖国神社は天皇によって祭られる「国家宗教施設」でありましたし、現在でもその伝統と本質は何ら変わっておりません。靖国神社に肉親を祭られている遺族のなかには、国家のために戦死した者に對して国家が儀礼を尽すことは当然であるとして、天皇、内閣総理大臣、閣僚等の公式参拝の実現を求める声があります。

しかし、靖国神社がその伝統や本質を捨てることができない以上、政教分離原則をとるわが国憲法のもとでは、それはできないことです。

したがって、今日では靖国神社はもはや「国家宗教施設」ではありません、他の宗教法人と同様に国家の関与しない一宗教法人として存在しているわけです。

ところが、その靖国神社に天皇、内閣総理大臣、閣僚等が「公式参拝」することは実質的には、靖国神社の伝統と本質の継承、とりわけ国家が特別にこの靖国神社に

関与する事実をいわば公認して、なしくずし的に戦前と同様の「国家宗教施設」とすることになるのです。このようなことは信教の自由を認め、政教分離原則をとる日本国憲法のもとではとうてい許されません。

天皇、内閣総理大臣、閣僚が純粋に私的な宗教上の行為として、靖国神社に参拝するのであれば仰々しいものではないはずです。これらの人びとがさきに挙げた要件を無視した参拝行為をすることは、国家機関の宗教的活動として政教分離原則上、とうてい許されません。

なお、最近では、内閣総理大臣や閣僚が、国家機関として靖国神社を訪問するのは「表敬」であるから、政教分離原則に違反するものではない、と言うものがあります。

しかし、内閣総理大臣や閣僚は、宗教儀礼と作法にしたがった参拝をしているのであって、表敬といい、参拝といってもその実態にかわりはありません。また特定の宗教施設に対し、国家機関がこのような表敬をことさらにくりかえすことは、国家がそれに対して支持を与え、特権を付与するものにほかならず、政教分離原則に照し、とうてい許されません。

問七

津市地鎮祭に関する最高裁判所の

判決は、靖国神社の国家護持や公式参拝の問題にとつて、どのような影響がありますか。

津市地鎮祭事件について、最高裁判所判決（最高裁（大）

昭和五二・七・一三判決民集三一巻四号五三三頁・ジュリスト六四八号参照）の多数意見は、国家と宗教の分離の意義を否定してはいませんが、これには一定の限界があり、ある程度かわり合いをもたざるを得ないとした。そして、そのかわり合いが許される限度は、その行為の目的と効果から判断されるとし、津市の起工式の場合、その目的は建築着工に際しての慣習化した社会儀礼を行うという世俗的な目的にあり、その効果はこれによって、国家と神道との間に特別な関係を生じ、ひいては神道が再び国教的な地位をえたり、宗教の自由がおよびやかされたりすることにならないとして、結局憲法に違反しないとしたものです。

しかし、この多数意見に対しては、最近の最高裁判所

原則以外の憲法上の権利もしくは自由の実現の問題として積極的意義をもつ事例においてなのであって、もとより津市の起工式の例のように、国家や地方公共団体が自ら宗教的儀式を主催するような事例に関するものではありません。

このように、多数意見のいわゆる「目的効果論」はアメリカの判例の態度とはかわりのない、誤った用語の移入にすぎないのです。

それはともかく、その多数意見でさえ、日本国憲法には明治維新以降国家と神道とが密接に結びつき、種々の弊害を生じたことに鑑み、宗教の自由を無条件に保障し、政教分離原則を設けたとしています。この点を少数意見はさらにふえんして、旧憲法のもとで政府は、神社神道を祭祀に専念させることによって宗教でないとするためをとり、これを事実上国教化する国家神道の体制を固めたこと、旧憲法で保障された宗教の自由は著しく侵害されたばかりでなく、国家神道はいわゆる軍国主義の精神的基盤ともなっていたことを指摘しています。

また、この判決で多数意見が用いたいいわゆる「目的効果論」は基準性があいまいで、きわめて恣意的に運用

の判決としてはめずらしく、五人に及ぶ裁判官の一致した少数意見が付されています。

これによると、「政教分離原則は、国家と宗教との徹底的な分離、すなわち、国家と宗教とはそれぞれ独立して相互に結びつくべきではなく、国家は宗教の介入を受けず、また宗教に介入すべきではないという国家の非宗教性を意味するもの」とされています。

多数意見は、政教分離原則について理解を誤り、ひいては憲法二〇条三項について宗教的活動とは、その行為の目的および効果からそのかわり合いが許される限度を超えたものをいうと解釈した点で、重大な誤りがあります。また多数意見はアメリカ合衆国の判例の影響をうけたかの外観をとっていますが、実は政教分離原則をとるアメリカの判例を正しく理解せず、その精神を忘れ、術語だけを借用したにすぎません。

アメリカの連邦最高裁判所が国家と宗教のかかわり合いの限度として「目的および効果」を指標に用いたのは、公立学校における宗教教育・教区学校への財政的援助、私立学校のバス料金の補償、教科書の貸与など国家の施策がそれ自体、宗教の自由ないし政教分離

される危険がありますが、とにかく、靖国神社の国家護持や公式参拝の目的と効果をみるかぎり、それは、国家的宗教施設の設置であり、あるいはその性格を公認することであり、しかも憲法上要請される積極的な行政目的と効果はほかに認められません。これを神社神道ないしは靖国神社に対する国家の援助、助長、干渉といわずして何というのでありましょうか。

この点に関し、靖国神社の公式参拝は国家が靖国神社に関与することによって明白に深いむすびつきをもつものであることは否めないものであり、その効果からみると、他の宗教団体との対比において、まさに特定の宗教団体に精神的援助を与えることとなり、そこに大きな影響をもたらすことは不可避である、と衆議院法制局長見解（「天皇をはじめ内閣総理大臣その他の国の機関の靖国神社公式参拝問題に関する論点について」昭和五四・六・一四大井民雄衆議院法制局長・「最高裁と神々」（新教出版社）二二二頁）は述べていますが、それはまことに正当であります。このように、さきの津市地鎮祭最高裁判決が、靖国神社の国家護持や公式参拝を認めたものではないことは全く明らかです。



問八

いま、政府は「戦没者追悼の日」をきめようとしています。が、「戦没者」の「追悼」ということを政府が決めるのはどんなものでしょうか。

政府は、一九八二年（昭和五十七年）から「戦没者追悼の日」を制定する方向で諮問機関を設置し、その準備を進めています。これは、「英霊にこたえる会」などの慰霊の日制定を求める運動の圧力の前に、政府が妥協したものといわざるをえません。「慰霊の日」制定の運動は、公式参拝実現運動の一環として行われているのです。

また「戦没者」という用語は、一般に戦地で死亡した軍人軍属等に限られており、空襲などで死亡した一般国民の戦争被害者、外国人被害者などを含んでいません。なにゆえに「戦没者」すなわち、軍人軍属等についてのみ追悼を叫ぶのでしょうか。

そもそも慰霊、追悼という内面的なことにかかわる事柄は、国家の関与しうる領域ではなく、国民各自の自由に委ねられるべきものであることはすでに述べたとおり

できました。

靖国神社法案は、今から一二年前の一九六九年はじめて国会に法案として提出され、一九七四年廃案となるまで実に五回にわたり繰りかえし提案され、そのつど、国民に強い関心と批判を呼びおこしました。

協会は、参考文献にありますように、当時、遺族の心をせいいっぱいくみとりながらも、靖国神社に国家がかわりをもつことは信教の自由と政教分離の原則に反するとして、この法案に反対する見解を発表し、また、会員が関与している津地鎮祭違憲訴訟や山口自衛官合祀拒否訴訟の問題点を人権新聞を通じて広く紹介してまいりました。

このような反対にもかかわらず、今年の終戦記念日や秋の例大祭には、何のためらいもなく、否むしろこれを誇示するかのよう、堂々と「公式参拝」をしていることを、私たちは見のがすわけにはいきません。

このような公式参拝をこのまま放置しておくならば、つぎつぎと既成事実によって靖国神社に対する国のかかわりは一層強められ、政教分離の原則は全く形骸化されてしまいます。

です。したがって「戦没者追悼の日」制定は、政府が一定の価値観を国民におしつけるものであり、思想・良心の自由、信教の自由を侵害するものです。

政府は、このように憲法上問題のある「戦没者追悼の日」を制定するよりは、全世界に核戦争の悲惨さを訴え、平和を実現することに力を注ぐべきでしょう。また戦災による身体障害者や台湾人、朝鮮人元日本兵等の戦争被害の補償問題、戦災遺族の援護問題など、政府として解決すべき問題が多くあるのではないのでしょうか。

問九

今、なぜ、靖国神社問題を取りあげるのであるのか。

自由人権協会は、第二次大戦後の一九四七年、基本的人権を擁護することを唯一つの目的として設立された純粹の市民団体であり、人権問題に関する調査、研究をおこなうほか、国会・政府・裁判所・検察庁・警察その他の機関、諸団体または個人に対して、人権擁護のため必要な働きかけをしてきました。特に、思想・信教の自由や表現の自由に関しては、設立以来強い関心をもちつづけ

靖国神社問題は、仏教、キリスト教など宗教関係者がつとに反対の声をあげていますが、ことは国民の精神的自由にかかわるきわめて重要な問題であります。

したがって、私たちは宗教者・非宗教者の立場をこえて、見直しておく必要が、今こそ求められていると確信しております。

参考文献

〔政教分離・信教の自由の根拠、解釈〕

- 。相沢 久「現代国家における宗教と政治」勤草書房刊（一九六九）
- 。真下信一——高橋碩一編「政治と宗教」時事通信社刊（一九七四）
- 。『思想信仰と現代』法学セミナー増刊総合特集シリーズ3、日本評論社刊
- 。田中二郎「日本における信教の自由」国際宗教研究所刊（一九五九）
- 。宮沢俊義「憲法Ⅱ」有斐閣法律学全集三六一頁、三五五頁以下
- 。佐藤 功「憲法」有斐閣ポケット註釈全書一四七頁、一四四頁以下

〔国家護持推進運動関係〕

- 。日本遺族会編刊「日本遺族会十五年史」（昭三七）
- 。日本遺族会編刊「靖国神社法案年表自昭二〇・一二至昭五〇・七」（昭五〇）
- 。日本遺族会編刊「英霊とともに三十年——靖国神社国家護持運動のあゆみ」（昭五一・六）
- 。英霊にこたえる会刊、パンフレット「靖国神社公式参拝実現のために」（昭五四・六）

〔国家護持反対運動関係〕

- 。戸村政博編「靖国闘争——終りなき自由への戦い」（一九七〇）、「統・靖国闘争——日本人と靖国問題」（一九七一）、「統々・靖国闘争——靖国問題と戦争責任」（一九七三）、「新・靖国闘争——日本のファシズムと靖国問題」（一九七四）新教出版社刊
- 。西川重則「靖国法案の五年」（一九七四）、「靖国法案の展望」（一九七六）すぐ書房刊
- 。津地鎮祭違憲訴訟を守る会編「津地鎮祭違憲訴訟」（一九七二）、「最高裁と神々」（一九八〇）新教出版社刊

自由人権協会出版物

。「人権新聞」

一五七号（昭四四・四・二）「『靖国神社法案』と人権」鈴木正久

。有倉達吉編「基本法コンメンタール憲法」日本評論社刊八頁以下（高柳信一著）

。芦部信喜編「憲法Ⅱ 人権(1)」有斐閣大学双書三五〇頁、三四六頁以下

。田上機治「宗教に関する憲法上の原則」有斐閣「憲法講座2」所収

。ジュリスト六四八号（一九七七）津地鎮祭最高裁判決をめぐる諸論稿（熊本信夫ほか）

。判例評論第二二六号（判例時報八六五号所収）種谷春洋「政教分離と目的効果基準」

。ジュリスト六六六号昭和五二年度重要判例解説所収、横田耕一「津地鎮祭違憲訴訟上告審大法院判決」

〔靖国神社の性格〕

- 。国立国会図書館調査立法考査局編「靖国神社問題資料集」
- 。靖国神社編刊「靖国神社誌」（明治四四）
- 。靖国神社編刊「靖国神社略年表」（昭四八）
- 。神社本庁編刊「神社本庁十年史」（昭三一）、「同一五年史」（昭三六）、「同一二十年史」（昭四一）、「同一十五年史」（昭四六）
- 。小林健三・照沼好文「招魂社成立史の研究」（昭四三）
- 。村上重良「慰霊と招魂——靖国の思想」（一九七四）岩波新書
- 。村上重良「国家神道」（一九七〇）岩波新書
- 。戸村政博編「神社問題とキリスト教」新教出版社刊（一九七六）

一五九号（昭四四・七・一）「『靖国神社法案』の憲法上の問題点」小池健治

一六七号（昭四五・五・一）・一六八号（昭四五・六・一）「『津地鎮祭違憲訴訟』政教分離原則の今日的意義」今村嗣夫

一七四号（昭四六・二・一）「自由人権協会・靖国法案の立法反対を決議」

一七六号（昭四六・七・一）「津地鎮祭違憲判決の意義」松浦基之

一九五号（昭五一・五・一〇）「自衛官合祀拒否訴訟報告」林 健二

一九八号（昭五一・一一・一五）「『政教分離原則』と少数者の人権」今村嗣夫

二〇七号（一九七八・五・一五）「自主防衛路線と政教分離原則の侵害」河野 敬

二二三号（一九七九・五・二五）「自衛官合祀訴訟——第一審判決」澄田亀三郎

二二三号（一九八一・二・一）「ゆらぐ靖国法案のゆくえ」西川重則

二二六号（一九八一・九・一〇）「靖国公式参拝と政教分離原則」右崎正博

パンフレット「問われている戦後に人道的解決を——台湾人元日本兵特別援護法要綱と解説」（一九八〇・四）

《自由人權協会とは》

- ◎ 自由人權協会は、市民が自分たちの自由と人權を守るために設立した純粹の市民団体です。
- ◎ 特定の政治的立場からではなく、あらゆる人々の自由と人權を擁護するという立場から発言し、行動しています。
- ◎ いかなる権力からも自由です。
- ◎ 弁護士や法律学者だけでなく、いろいろな職業や立場の市民が誰でも自由に加わることができる開かれた団体です。
- ◎ 基本的人權の擁護のために行動しようとする人であれば誰でも入会を歓迎します。

《自由人權協会は、このような活動をしています》

- ◎ 専門弁護士による人權相談
- ◎ 人權問題に関する調査研究
- ◎ 出版物の刊行や講演会の開催
- ◎ 具体的問題については、必要に応じ、政府・国会・裁判所・捜査機関などに対し、さまざまな形（勧告・意見発表をはじめ、訴訟・立法運動など）で働きかけをします。
- ◎ アメリカ自由人權協会、ヨーロッパ各国の人權協会など、海外の人權擁護組織とも広く交流し、国連の諸機関である国際人權連盟にも加盟しています。
- ◎ 昭和二年創立以来、協会がとりあげてきた問題や事件は、
▲ 被疑者・被告人の權利に関係した各種刑事事件・警察官による暴行事件

- ▲ 刑法改正などの治安警察立法問題
- ▲ 占領当時の沖繩における人權調査
- ▲ サリドマイド・スモン訴訟の全面的支援
- ▲ 宗教・思想表現の自由問題
- ▲ 麹町中学内申書事件など教育問題
- ▲ 政治亡命者保護法の立法運動
- ▲ 台湾人元日本兵士の戦死傷補償請求訴訟の支援
- ▲ 国際人權規約批准促進運動
- ▲ シベリア強制労働補償請求訴訟の支援
- ▲ 情報公開法立法運動
- ▲ などさまざまな分野に及んでいます。

編集後記

この基本的見解は、靖国神社問題研究小委員会が起草し、この問題に関心を有する会員外の方々も参加した拡大例会での討論を経たのち、理事会の承認を得たものです。御意見、御提案等がありましたら事務局までお寄せ下さい。

一九八一年一二月

事務局長 山田 伸男